

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年11月29日認可した。

令和3年12月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
坂出市王越土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）中池地区
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）畑部久保田地区
坂出市西庄土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）原大町地区
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）港東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川原南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）川向地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）惣社地区
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）平場池地区
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中村地区